

騒音関連法令に係る特定施設一覧表

特定施設名		騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例(騒音)	
		届出要否	条件等	届出要否	条件等
金属加工機械	圧延機械	○	原動機出力合計22.5kw以上	○	
	製管機械	○			
	ベンディングマシン	○	ロール式で3.75kw以上	○	
	液圧プレス	○	矯正プレスを除く	○	
	機械プレス	○	加圧能力30トン以上	○	
	せん断機	○	3.75kw以上	○	
	鍛造機	○			
	ワイヤーフォーミング	○			
	ブラスト	○	タンブラスト以外で密封式を除く	○	
	タンブラー	○			
	切断機	○	砥石を用いるものに限る		
	自動施盤			○	
	平削盤			○	
	研磨機			○	
圧縮機・送風機	空気圧縮機 (空気を圧縮する物のみ)	○	7.5kw以上	○	工具用を除く
	圧縮機(コンプレッサーすべて)			○	3.75kw以上
	送風機(排風機を含む)	○	7.5kw以上	○	3.75kw以上
粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	○	7.5kw以上	○	
	その他の用に供する粉砕機			○	
繊維機械	織機	○	原動機用いるもの		
	撚糸機			○	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	○	気泡プラントを除き混練容量0.45m ³ 以上	○	
	アスファルトプラント	○	混練重量200kg以上	○	
穀物用製粉機	穀物用製粉機	○	ロール式で7.5kw以上		
木材加工機械	ドラムパーカー	○			
	チッパー	○	2.25kw以上	○	
	碎木機	○			
	帯のこ盤	○	製材用1.5kw以上	○	0.75kw以上
	丸のこ盤	○	木工用2.25kw以上	○	0.75kw以上
	かんな盤	○	2.25kw以上	○	0.75kw以上
	立のこ盤			○	0.75kw以上
抄紙機	抄紙機	○			
印刷機械	印刷機械	○	原動機を用いるもの		
合成樹脂加工機械	合成樹脂用射出成形機	○			
	合成樹脂加工機械			○	
鑄型造型機	鑄型造型機	○	ジュレット式のもの	○	
その他	遠心分離機			○	直径1.2m以上
	クーリングタワー			○	0.75kw以上(3.75kw以上は送風機)
	重油パーナ			○	回転式、低圧空気式を除く
	工業用動力マシン			○	同一作業場内に3台以上保有
	ガラス研磨機			○	
	ニューマチックハンマー			○	
	コルゲートマシン			○	

- 1 特定建設作業届出対象地域は、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域(工業専用地域を除く)のみ。
- 2 作業がその作業を開始した日に終了するものは、届出対象外。
- 3 ※1は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 4 ※2は、モルタル製造(材料が砂)を除く。
- 5 ※3は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(低騒音型建設機械【参考】国土交通省ホームページ)